平成２６年（フ）第１１７９号
埼玉県朝霞市溝沼６丁目13―23
債務者　板倉　智子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８１号
千葉県八千代市高津832―１　高津団地２街区20―203
債務者　大野　剛由
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８２号
神奈川県川崎市多摩区南生田５丁目10―３
債務者　浜田智恵子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８３号
東京都世田谷区上北沢４丁目25―17―402
債務者　西谷　　恵
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８６号
東京都品川区二葉１丁目１―25―203
債務者　海野　君代
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８７号
東京都板橋区常盤台４丁目５－３―101
債務者　大森　章男
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８９号
東京都豊島区東池袋１丁目47―２―406
債務者　佐藤　義和
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９０号
東京都青梅市勝沼１丁目199　メゾン・ド・エスD201
債務者　岡部　泉生（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９６号
千葉県習志野市藤崎５丁目４―53―301
債務者　笠原　雅子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１号
沖縄県宜野湾市大山２丁目12番18号
債務者　玉城　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第３３０号
大阪市西淀川区竹島３丁目８番２号
債務者　山田　隆志
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１８号
大阪市西区江戸堀３丁目６番２―1307号
債務者　中道　訓司
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０５号
大阪府東大阪市若江西新町１丁目13番16―50　Ｆ号ベルジュネス
債務者　新留　二郎
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５６号
東京都練馬区光が丘５丁目２－５―319
債務者　根本　ゆり
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第８４５号
さいたま市岩槻区大字末田1443番地２
破産者　株式会社昭和工業
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７９号
埼玉県川口市長蔵３丁目４番12号
破産者　株式会社コンサルティングオフィス・アンク
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係